

目次

規則

- 簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市環境課）

告示

- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 知事指定薬物の指定（薬務課）
- 県営土地改良計画の縦覧（農村振興課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（同）
- 道路の供用開始（道路課）
- 東北歴史博物館の観覧料の徴収事務の委託（教育庁文化財課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（警察本部会計課）

監査委員

- 包括外部監査結果に関する報告の公表（監査委員事務局総務課）
- 包括外部監査結果に対する措置の公表（5件）（同）
- 外部監査人の監査の事務の補助（同）

正誤

- 宮城県公報号外第22号（令和8年3月31日付け）中
- 宮城県公報号外第23号（令和8年3月31日付け）中

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 57 号

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則（平成12年宮城県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康診断) 第6条 条例第10条第1項第5号の規定により行う健康診断は、おおむね<u>1年</u>ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。</p>	<p>(健康診断) 第6条 条例第10条第1項第5号の規定により行う健康診断は、おおむね<u>6月</u>ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第493号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
齋川 旦	大清水はりきゅう整骨院	富谷市大清水 2 丁目 22-1 エスコート大清水ショッピング センター 1-C	令和 8 年 6 月 2 日

宮城県告示第494号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第13条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 知事指定薬物の名称

N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名：5-MeO-N i P T）

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が生ずる日

令和8年6月19日

宮城県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営羽入地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年6月19日から令和8年7月17日まで
- 3 縦覧場所
丸森町役場

宮城県告示第496号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
田尻中央	区画整理事業	令和8年5月26日

宮城県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年6月19日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市雄勝町大須字大須197番4地先から 同市雄勝町大須字大須222番5地先まで	令和8年6月19日

宮城県告示第498号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区五橋一丁目 2 番 28 号
株式会社河北新報社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
東北歴史博物館の観覧料
- 3 指定年月日
令和 8 年 5 月 26 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 6 月 10 日
- 5 委託期間
令和 8 年 6 月 10 日から令和 8 年 12 月 27 日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 (R8W) 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 令和8年7月13日(月)までに、発注者に対し別紙「機器等リスト」(納入しようとする機器等を記載した一覧表)及び性能等に関する資料(製品カタログ等)を提出していること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ令和8年7月13日(月)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号022-221-7171、内線2232)

(2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年8月14日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和8年8月28日(金)午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月31日(月)午前9時30分

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- (10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and deadline for submitting bid form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

August 28, 2026, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of Computer Terminals for the Miyagi Prefectural Police WAN System (R8W) - 1 set

3. Date and Place of Bid Selection:

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

August 31, 2026, 09:30 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人上野陽一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年6月19日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

宮城県監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 2 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和 2 年度の包括外部監査の結果（宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について）については、令和 3 年 3 月 29 日に包括外部監査人から報告があり、同年 4 月 20 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 8 年 3 月 31 日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 2 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 今回の監査結果 第 3 章. 宮城県第二総合運動場 1. クライミングウォールについて 【意見】	<p>クライミングウォールの年間利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響が予想される令和元年度を差し引いても、200～400人程度であり、1日あたりで換算すると1人程度の利用に留まっている。また、利用料金は10万円程度と、年間修繕維持費50万円には遠く及んでいない。利用水準が低水準に留まっている理由としては、①本クライミングウォールの利用にあたっては、必ず2名以上のチームで、その内1名は「利用責任者証」保持者でなくてはならないとされており、一般利用のハードルが高い②本クライミングウォールの仕様が現行の競技ルールに一致しておらず、大会利用はもとより、競技用の練習目的にも適していない、という点が考えられる。</p> <p>クライミングウォールには当時の国民体育大会施設の記念の意義はあるものの、有効利用は今後も期待し難く、年間修繕維持費50万円程度を投じてまで維持すべきかどうかには疑念がある。県は利用水準の向上策の他、廃止・取り壊しを含めた広い選択肢から措置を検討するこ</p>	<p>これまでクライミングウォールの移設等について関係団体と協議を行うなど今後の方針について様々な観点から調査検討を行ってきたが実現には至らなかった。</p> <p>当該クライミングウォールは現行の競技ルールに適した仕様ではないものの、運用面で調整を図ることにより、令和 7 年度の東北総合スポーツ大会会場として使用された。</p> <p>競技の性質上、安全性の確保が求められることから一般利用を飛躍的に増加させ、維持費と同程度の利用料収入を確保することは困難であるが、クライミング競技の振興や競技力向上のため、県内におけるクライミングリード競技会場及び練習場所の確保の必要性があることから、定期的な点検を実施し必要な修繕を行うことで維持管理を継続していく。また、関係競技団体と協議し講習会や練習会など、施設利用の機会を増やしていただく取組を実施いただいたところである。取組が継続されるよう引き続き競技団体と連携していく。</p>

		とが望ましい。 (P56)	
--	--	------------------	--

宮城県監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 3 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和 3 年度の包括外部監査の結果（自然環境に係る財務事務の執行について）については、令和 4 年 3 月 28 日に包括外部監査人から報告があり、同年 4 月 19 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 8 年 3 月 31 日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 3 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3 外部監査の結果及び意見 1 行政評価 (6) 単位当たりコストの未考慮 【意見】	<p>(現状の問題点)</p> <p>単位当たりコストが未考慮の事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能といえるか疑問である。</p> <p>■燃料電池自動車普及推進事業</p> <p>本件事業に係る単位当たりコストの実績は示されているが、目標設定が行われていない。計画普及台数、将来コスト、トン当たりCO2削減コストが不明確であるため、本件事業に係る中期的事業見通し自体が欠如していると考えられる。中期的な事業見通しが不明確なまま、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。</p> <p>(解決の方向性)</p> <p>評価対象事業に係る効率性・有効性の評価の実効性を確保するため、単位当たりコストを考慮のうえ成果目標を設定する。地球温暖化対策関係の事業については、国の行政事業レビュー同様、「1 トン当たりCO2削減コスト」を単位当たりコストの横断的な指標とすることが合理的と考える。</p>	<p>燃料電池自動車普及推進事業は、中期的な事業見通しが不明確な事業であることから、事業のあり方について検討を行った。</p> <p>1 中期的な事業見通しについて</p> <p>燃料電池自動車について、国の「水素基本戦略」（平成29年12月策定、令和 5 年 6 月改定）では、令和 7 年までに20万台程度、令和12年までに80万台程度を普及目標としているが、令和 7 年 9 月末の国内普及台数は約9,000台であり、目標と大きく乖離していることなどから、中長期的な見通しは不明確である。</p> <p>2 事業のあり方について</p> <p>令和 6 年10月に施行された「水素社会推進法」では、地方公共団体の責務として、「(前略) 国の施策に協力して、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策を推進するよう努めるものとする」とされており、また、燃料電池自動車の普及に向けた施策については、改定された水素基本戦略において、トラックなど商用車の支援を重点化することとしている。</p> <p>こうしたことから、今後の燃料電</p>

		<p>また、中期的な事業見通しが不明確な事業については、当該事業に係る効率性や有効性の評価が困難であることを踏まえ、事業のあり方やその展望について検討する。</p> <p>(P15)</p>	<p>池自動車普及推進事業については、商用車に重点をおいた支援を行うなど、国の施策と歩調を合わせた施策を推進していくこととする。</p>
--	--	---	--

宮城県監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 4 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和 4 年度の包括外部監査の結果（道路事業に係る財務事務の執行について）については、令和 5 年 3 月 30 日に包括外部監査人から報告があり、同年 4 月 25 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 8 年 3 月 31 日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 4 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (1) 事業成果の開示不足 【意見】	(現状の問題点) 推進事業一覧シートにおいて県が示している「事業概要及び実績」は推進事業に係る事業成果の記載内容に乏しい事業が散見される。推進事業に係る成果指標（目標、実績）を示すことなく、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が確保されているとは考え難い。 (解決の方向性) 推進事業の活動内容（アウトプット）と成果（アウトカム）を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。 (P8)	新・宮城の将来ビジョンに基づき、令和 7 年 3 月に令和 12 年までの道路部門の個別計画を定めた「宮城の道づくり基本計画」の大幅な見直しを行っており、道路改築事業の整備目標値についても改訂したことから、令和 7 年度における主要な施策の成果から、「宮城の道づくり基本計画」に基づく、年度ごとの成果指標（目標、実績）を掲載することとする。
2	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (3) 計画目標と成果指標算出方法の不整合 【意見】	(現状の問題点) 計画の成果指標値が、県全体ではなく計画期間中の交付対象事業を母集団として算出している社会資本総合整備計画が検出された。当該成果指標値をもとに交付対象事業の効果を的確に評価できるといえるか疑問である。 (解決の方向性) 交付対象事業は、整備計画の目標と	「宮城の道づくり基本計画」を踏まえた母集団での算出を検討し、令和 7 年度からの次期計画に反映した。ただし、緊急輸送道路の整備など、道路施設の強靱化や機能強化に資する道路整備の計画及び地域拠点等へのアクセス道路の整備など、市町村を含む県全体の長期的整備目標値を設定することが困難な計画については、計画対象事業を母集団とした。

		<p>の関係を合理的に説明できることが必要であり、その構成が整備計画の目標に対して妥当であることが求められる点に留意し、計画の目標と整合する成果指標値を算定する。</p> <p>(P11)</p>	
3	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 事業評価</p> <p>(4) アウトカム指標の未設定</p> <p>【意見】</p>	<p>(現状の問題点)</p> <p>県が設定している計画の成果目標(定量的指標)は事業の進捗に伴い結果的に増加する指標であるため、アウトプット指標と考えられ、アウトカム指標が未設定の社会資本総合整備計画が検出された。アウトカム指標を設定せず、整備計画の効果・効率性を検証可能といえるか疑問である。</p> <p>(解決の方向性)</p> <p>計画の目標と整合するアウトカム指標も設定する。</p> <p>(P14)</p>	<p>次期計画において、道の駅や自転車道の整備など道路施設利用者数の増加等、アウトカム指標が設定可能な計画については措置済である。ただし、道路施設強靱化に資する道路整備などについては、道路の全面通行止め回数削減率を指標として適用することを検討したが、近年の通行止め回数と道路整備との因果関係が十分とはいえないことから、アウトカム指標適用困難とした計画もある。</p>
4	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>2 個別施設計画</p> <p>(3) システム化による管理業務の合理化の余地</p> <p>【意見】</p>	<p>(現状の問題点)</p> <p>個別施設計画に基づく一連の業務(点検、診断、措置、記録)に関する管理状況が手作業による管理に大きく依存しているため、システム化による管理業務の合理化の余地はあると考えられる。</p> <p>(解決の方向性)</p> <p>国のデータプラットフォーム「クロスロード」の活用可能性も含めて、管理業務のシステム化に向けた検討を進める。</p> <p>(P22)</p>	<p>橋梁、トンネル及び道路附属物(横断歩道橋、シェッド・シェルター、大型カルバート、門型標識等)において、国の「クロスロード」を活用したデータベース管理に切換え運用している。</p>
5	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>4 公社等</p> <p>(4) 経営課題の開示不足</p> <p>【意見】</p>	<p>(現状の問題点)</p> <p>道路公社の経営評価において、設備投資計画と料金徴収期間の整合性やインフラ長寿命化対策への取組状況に係る経営課題が十分に開示されているといえるか疑問である。</p> <p>(解決の方向性)</p> <p>公社等の重要な経営課題の開示を踏まえて、経営評価を実施する。</p> <p>(P34)</p>	<p>仙台松島道路Ⅷ期事業の事業化にあたりインフラ長寿命化対策を含めた維持管理費を精査するとともに、料金収入についても最新の道路ネットワークデータを用いて、料金収入・徴収期間を設定した。事業許可変更の申請では、令和6年11月県議会での議決後、同年12月に事業変更許可申請を国に行い、Ⅷ期事業の投資額の妥当性をはじめ、維持管理費用の料金徴収期間内での確実な償還などについての審査を経て、令和7年1月に許可された。</p>

宮城県監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 5 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和 5 年度の包括外部監査の結果（道路事業に係る財務事務の執行について、県水道 3 事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、令和 6 年 3 月 27 日に包括外部監査人から報告があり、同年 4 月 30 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 8 年 3 月 31 日

3 措置の内容

県水道 3 事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 5 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (4) スtock マネジメント計画のコスト削減効果 【意見】	(現状の問題点) コスト削減効果の 8 割超を占める管渠についてコスト削減効果の算定方法に改善の余地があると思料する。 (解決の方向性) コスト削減効果の評価期間は対象資産の耐用年数を超える期間で設定する。 (P33)	コスト削減効果の算定方法について、過去の資料等を精査していたところ、評価期間は対象資産の耐用年数を超える期間で算出していることが確認できたことから、この計画に基づき事業の推進及びコスト削減を図っていく。

宮城県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 6 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
 宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里
 宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和 6 年度の包括外部監査の結果（地球温暖化対策に関する財務事務の執行について）については、令和 7 年 3 月 26 日に包括外部監査人から報告があり、同年 5 月 9 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 8 年 3 月 31 日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 6 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (1) 事業効果の設定について 【意見】	<p>【問題点・原因】 県は設定された事業効果である CO₂削減効果の最大化のみならず、中小事業者への支援等の側面を考慮して予算配分等の意思決定を行っているが、このような側面は事業効果として設定ないし定量化されていないため、事業全体での予算配分に関する客観性の確保が困難となっている。</p> <p>【結果（指摘、意見）】 意思決定の際に考慮している左記のような側面は、可能な限り事業効果として設定ないし定量化し、事後的な評価を通じた予算配分の最適化が可能となるよう努める。</p> <p>具体的には、中小事業者にも幅広く補助金を交付する可能性も考慮し、中小企業による実行の対象となりやすいメニューの採択率ないし採択数を予算配分の際に考慮する指標とすること等が考えられる。</p> (P49)	<p>県としては、機器の更新や断熱改修等による徹底した省エネを進めるとともに、再エネ導入についても推進することとしており、次年度における各補助事業の予算調整に当たっては、過年度における各事業の採択率や採択数も考慮した上で、適切なバランスとなるよう努めている。</p>
2	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業	<p>【問題点・原因】 申請者の利用するチェックリストの項目のうち、補助金振込先金融機関に関連する資料の項目が実態にそぐわないことから、当該項目が空欄とな</p>	<p>チェックリストを含め、申請書や各種様式については、修正や改善の余地の有無について毎年度検討をしているところであり、引き続き、事業者の実態等を踏まえて対応していく。</p>

	<p>(2) チェックリストの項目見直しについて</p> <p>【意見】</p>	<p>ったまま手続が進められているケースが複数確認されており、提出書類の不足を見逃すことに繋がるおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>適時にチェックリストの項目の見直しを検討する。</p> <p>(P50)</p>	
3	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(3) 誓約書・自認書における押印について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>本事業では、県民の利便性向上を目的の一つとして、令和5年度から、他の手続に比してより厳格な確認が必要とされる誓約書や自認書といった文書への押印が不要とされている。</p> <p>環境政策課は当該方針の採用に合わせ、誓約書や自認書の様式を一部変更しているが、その他の手段による明文化が行われていない。</p> <p>このため、本事業において申請者から書面で提出される誓約書や自認書には、申請者による押印がなされているものが混在しており、押印廃止の目的が十分に達成されていないおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>県民の利便性向上という押印廃止の目的が十分に達成されるよう、事業に関するQ&A等において、押印は省略可能であることについての明文化・周知を行う。</p> <p>(P51)</p>	<p>「申請の手引き」などの説明資料において、申請書への押印が省略可能である旨を明示することとした。</p>
4	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(4) 経過報告業務の有効性について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>申請者は事業実施後の状況確認、事業効果の継続的把握を目的として、事業実施後翌々年度の4月末まで事業経過報告書の提出による経過報告が求められている。</p> <p>この点、各種事業者の情報を集約した一覧表の作成等も行われているものの、集約した情報から示唆を得るために必要となる、分析結果の文書化等も行われていないことから、当該経過報告が今後の施策に活かすための広範な視点での検討、議論に繋がっていない。</p>	<p>事業経過報告書によって得られる情報は、補助事業を行った事業者における設備利用率や二酸化炭素排出削減量等の個別の一次情報であり、集約した情報のみからは広範な視点の検討のための分析を行うことは難しいが、報告によって把握できる事業全体での二酸化炭素排出削減量等は、再エネ導入量などの他の情報と併せて分析等を行うことで、施策の方向性を検討するに当たり有益な情報として活用している。</p>

		<p>ないおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>業務の有効性を高めるため、広範な視野での分析、議論を行い、これらの業務から得られた知見を文書化して共有可能にすることで、検証結果をより一層今後の施策に活かしていく。</p> <p>(P51)</p>	
5	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(5) 高効率設備等導入事業について①</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>高効率設備等の導入にかかるみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業実績報告書が、交付要綱の定める提出期限である事業完了後一月を超過して提出されている事例が確認されるものの、この点について特段の文書化がなされないまま承認がなされている。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>交付金制度の透明性と公平性を維持するため、遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。</p> <p>また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。</p> <p>(P53)</p>	<p>補助事業者からの必要書類の提出が遅延した場合は、遅延理由や受理・承認に至る判断過程の適切な記録、保存を徹底することとした。なお、実績報告書は期限内の提出が原則であり、遅延を想定した手続きを公表することは適切ではないことから、引き続き、期限内の書類提出・手続きの徹底について周知していく。</p>
6	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(6) 高効率設備等導入事業について②</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>補助金交付申請書の添付書類の記載に漏れがあるにもかかわらず、補助金交付申請書が通常と同様に承認されている事例が確認される。追加の確認作業や訂正を求める措置が取られない場合、不正確な情報に基づく承認行為を招き、結果として交付金の適正な交付が妨げられるおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>不備を解消したうえで改めて申請書の承認を行う。仮に不備の内容が軽微なために差し戻しを行わない場合</p>	<p>申請書類に不備が認められる場合は、申請者に対して訂正・再提出を求める運用を原則としているが、軽微な誤記等であり差し戻しを行わない事案については、不備が生じた理由等を記録し、確認結果を申請書等に明記することで、申請に係る承認行為の適正性を確保する。</p>

		<p>であっても、当該不備が生じた理由について申請事業者への確認等を行い、正確な情報を文書化したうえで承認を行う。</p> <p>(P53)</p>	
7	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(7) 高効率設備等導入事業について③</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>交付要綱に則り、補助金交付申請書の添付書類として、相見積もりの証跡である2社の見積書が提出されているが、地理的な近接、見積書の様式の類似性、見積日付の一致等、適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素が存在する。</p> <p>しかしながら、追加の確認等がなされないまま、補助金交付申請書への承認がなされており、適切な相見積もりが行われていない場合は、正当な取引価格を超過する交付金が交付され、県の予算の適切な執行を害するおそれがある。</p> <p>なお、本外部監査の過程で県による追加の検証手続きが行われた結果、2社の間に密接な関係は識別されていないことから、これらの事項は補助金交付の正当性を損なうものではない。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>適切に取得された相見積もりではない可能性を示唆する要素がないかという観点で批判的な検証を行い、仮にそのような要素が検出された場合は、供給業者の選定過程の確認等の追加的な検証手続きを行うことで、交付金の使途の透明性の確保に努める。</p> <p>(P54)</p>	<p>補助事業者から提出される見積書については、その取得経緯や金額の差異等を複数の職員で確認し、不自然な共通点等が認められる場合には、必要に応じて見積依頼の方法等について確認を求めることとした。</p>

<p>8</p>	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (8) 再生可能エネルギー等設備導入事業について① 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 申請者からの提出が必要となるチェックシートにおいて、申請者によるチェック証跡のない項目が複数存在しており、チェック証跡がないことについて、県がその正当性を確認した証跡もないことから、申請時の資料提出に漏れが生じるおそれや、県側での確認状況を事後的に確かめることができないおそれ、ひいては資料提出及び確認作業の透明性・有効性が低下するおそれがある。 【結果（指摘、意見）】 仮に該当がない項目であっても、斜線を引く等の方法でその旨を明記する。また、チェック証跡の記載者を明確にするため、申請事業者と県の担当者がそれぞれチェック証跡を記載できるよう、現在単一で設けられているチェックリストのチェック欄を複数とする、県が確認証跡の記載に用いる用具や色、記載方法を統一するなどの対応を行う。 (P54)</p>	<p>該当がない項目は斜線等で明確に「未該当」を示す方法を標準化することとした。また、県としてのチェックは欄外に記載するなど、事後においても県の確認証跡を確認できるよう措置している。</p>
<p>9</p>	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (9) 再生可能エネルギー等設備導入事業について② 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 補助金の確定に際して県が作成する補助事業履行確認調査復命書において、鉛筆書きで修正又は加筆した箇所が数箇所存在するが、修正者、修正日及び訂正印が残されていないことから、手続の透明性・正当性が損なわれる可能性がある。 【結果（指摘、意見）】 修正履歴を適切に把握、管理できるよう、訂正印を残す等の対応を行う。 (P55)</p>	<p>補助事業履行確認調査復命書の記載内容を修正するに当たっては、修正日の記載や訂正印を残す等の対応を行っている。また、電子決裁システムにおいては、修正者や修正ファイルが履歴として残ることとなっている。</p>

10	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業</p> <p>(10) 研究開発等事業について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>県が事業の実施結果の妥当性を確認する際に行う、経費区分別の予実分析において、分析フォーマット上の「乖離が過大(20%超)な理由」という記載項目への該当事由があるにもかかわらず、理由の記載がなされていない。この点、記載を不要と判断した根拠は存在するものの、根拠の文書化もなされていない。担当者の判断の根拠が適切に文書化されておらず、他の者による客観的な検証が困難になっているため、確認作業の形骸化をもたらすおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>フォーマットに沿って明確に記載を行う、仮に重要性が乏しいと判断された場合であっても、その根拠を適切に文書化する。また、重要性の判断が担当者による恣意的なものとならないよう、例えば金額的な閾値を定めるといった対応を行うことが考えられる。</p> <p>(P55)</p>	<p>予実乖離が20%を超える場合は、金額の多寡に関わらずその理由を分析フォーマットに明記し、空欄とならないよう複数の職員で確認することを徹底している。</p>
11	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>2 2050ゼロカーボン推進事業</p> <p>(1) 令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果(計画値)の誤りについて</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>令和4年度新みやぎグリーン戦略プランにおける事業効果(計画値)は16,297t-CO₂となっているが、この数値には誤りがあり、正確には463t-CO₂である。令和4年度の計画値は他の年度や実績と比較しても異常の水準であるため、分析により計算誤りを異常値として識別することは容易であり、当該誤りがこれまで認識されていなかった事実は、県による事業効果の検証、ひいては財源の活用の有効性にも懸念を生じさせるおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>時系列での推移や、計画と実績の乖離状況を分析、検証することで、成果を評価するのみならず、事業上の課題を特定し、今後の施策の改善に活かしていく。</p> <p>(P58)</p>	<p>時系列での分析と検証については、環境税充当事業の予算要求の際に過年度の要求額、事業効果を記載する様式を使用しており、ヒアリングを通じて事業の効果や要求額の妥当性について確認を行った上で、査定を行っている。</p>

12	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 3 スマートエネルギー住宅普及促進事業 (1) 1者応募について 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 公募により事業者を募集しているところ、依然として1者応募の状況が平成30年から継続している。 【結果（指摘、意見）】 複数の事業者を比較検討し、自治体にとって最適な選択が可能となるよう、補助対象者要件を満たすと考えられる事業者や関連団体に対し本事業の周知を図る等、より競争を促すことを検討・実施するべきである。 (P61)</p>	<p>公募を行うに当たっては、県HPでの公募要領掲載に加え、県内の指定確認検査機関に対しても事業公募を周知することとした。</p>
13	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (1) 事業効果について① 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。 【結果（指摘、意見）】 事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。 (P63)</p>	<p>環境生活部環境政策課が作成・公表している県ホームページ『「みやぎ環境税」を活用した取組』において、令和7年度に実施する事業一覧からは、事業効果の欄にCO2削減量の単年度効果及び累積効果を併記するよう改善された。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html</p>
14	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (2) 事業効果について② 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 CO2削減効果の単年度の実績は計画値を大きく下回っているが、この点は原因を含め公表されておらず、県民の理解に資する開示がなされていない。 【結果（指摘、意見）】 計画値と実績値の乖離が大きい場合には、県民の理解に資するように、その原因について開示を行う。原因分析をもとに次回の事業選定に繋げるなど、効果的な予算の使い方についても検討を行う。 (P63)</p>	<p>CO2削減効果の単年度実績は、当該年度に本事業で実施した間伐・除伐面積に左右されるが、本県の人工林は収穫可能な林分が全体の約90%を占めており、主伐が増加する一方で間伐は減少傾向にある。 そのため、本事業については計画値と実績値の乖離が大きくなっていることから、令和6年度事業からは、前年度以前の実績値を元に実施可能な予算規模とした。 (参考 R5当初：76,500千円、R6当初：65,126千円、R7当初：70,131千円)</p>

15	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (3) 確認調査について① 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。 【結果（指摘、意見）】 現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。 (P65)</p>	<p>森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した（令和8年4月1日施行）。</p>
16	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 4 温暖化防止間伐推進事業 (4) 確認調査について② 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果（指摘、意見）】 人材育成支援等を通じて、作業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P65)</p>	<p>宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。 【参考：カレッジ研修コース一覧】 https://miyagi-morimirai.jp/course</p>
17	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (1) 低コスト再造林の実践提案を行う事業体に対する補助の事業効果について</p>	<p>【問題点・原因】 補助の条件には、事業実施後3年間にわたり低コスト造林の実施効果及び活着状況等について報告を行うことが定められているが、提出期限が設定されていない。そのため、県は報告を提出するように求めているが、提出状況は芳しくない。 【結果（指摘、意見）】 報告の期限を設定し、報告を適切な時期に入手することが望ましい。</p>	<p>意見を踏まえ、令和7年2月27日付森整号外で令和7年3月31日までに報告書を提出するよう通知文書を発出し、令和6年度以前の事業実施効果については、全ての事業体が報告書を提出済みである。また、令和7年度の事業実施効果等に関する報告期限を令和8年3月31日までと設定し、その旨を令和7年4月18日の森林整備業務担当者会議で各地方機関へ周知した。</p>

	【意見】	(P68)	
18	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (2) 確認調査について①</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】 現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。</p> <p>(P68)</p>	<p>森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した（令和8年4月1日施行）。</p>
19	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 5 チャレンジ!みやぎ500万本造林事業 (3) 確認調査について②</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。</p> <p>【結果（指摘、意見）】 人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。</p> <p>(P68)</p>	<p>宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。</p> <p>【参考：カレッジ研修コース一覧】 https://miyagi-morimirai.jp/course</p>
20	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 6 マツ林景観保全事業 (1) 事業効果について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 事業効果であるCO2削減効果について、計画値は単年度の削減効果、実績値は累積削減効果で公表されており、比較可能性が損なわれている。県は累計削減効果の計算式を公表しておらず、現状の県の計画値及び実績値の公表方法では、県民が事業の進捗状況の良否を判断することが困難である。</p>	<p>環境生活部環境政策課が作成・公表している県ホームページ『「みやぎ環境税」を活用した取組』において、令和7年度に実施する事業一覧からは、事業効果の欄にCO2削減量の単年度効果及び累積効果を併記するよう改善された。</p> <p>https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/kankyousei4.html</p>

		<p>【結果（指摘、意見）】 事業効果を県民が適切に理解できるよう、事業効果は計画、実績ともに同じ計算方法で算出した値を用いる。 (P71)</p>	
21	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 6 マツ林景観保全事業 (2) 確認調査について 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。 【結果（指摘、意見）】 人材育成支援等を通じて、作業によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。 (P71)</p>	<p>宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。 【参考：カレッジ研修コース一覧】 https://miyagi-morimirai.jp/course</p>
22	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 7 ナラ林等保全対策事業 (1) 確認調査について① 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 現地調査に際して、県は温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、3.0ha未満の植栽施行地とその他の施行地は施行地数が10%以上となるように任意で確認対象を選定している。実施した面積をもとに補助金額が確定するという制度であり、面積の確認を目的とする現地調査は重要であるにもかかわらず、現地調査の選定先の決定方法には基準がなく、恣意性が入る余地がある。 【結果（指摘、意見）】 現地調査の選定方法について、県としての方針（選定対象とすべき視点）を示す等の、恣意性が排除できる方法を検討する。 (P73)</p>	<p>森林育成事業完了検査実施要領に準じて無作為に現地調査箇所を抽出するよう、温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領を改正した（令和8年4月1日施行）。</p>

23	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 7 ナラ林等保全対策事業 (2) 確認調査について②</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 温暖化防止森林づくり推進事業確認調査要領に基づき、GISデータ、野帳、整備された写真等により施行内容が確認できるものについては、現地調査を省略することが可能となっているが、現状では、GISデータ等の作成が難しい事業者が一定程度存在するため、効率化への寄与は限定的となっている。</p> <p>【結果（指摘、意見）】 人材育成支援や広報等を通じて、事業者によるGISデータ等の作成を普及することが望ましい。</p> <p>(P73)</p>	<p>宮城県林業技術総合センターを拠点とする「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、スマート林業推進のための各種講座を開催し、ドローン、GNSS、地上レーザーやGIS等、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進している。</p> <p>【参考：カレッジ研修コース一覧】 https://miyagi-morimirai.jp/course</p>
24	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 8 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 (1) 新築住宅支援について</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 申請者からの提出が遅れた申請書類について、申請書類である「チェックリスト」及び審査資料である「補助金交付申請書新築住宅支援審査用チェックリスト」の提出済み欄へのチェックが漏れている。本来であれば審査の時点で両者にチェック証跡が記載されるべきであることから、チェックリストを用いた、申請書類の網羅性に関する確認作業が形骸化しているおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】 書類の提出が遅れている申請を個別に管理し、未了事項を把握できる状態にすることで、提出書類の網羅性の確認を徹底する。</p> <p>(P75)</p>	<p>提出された書類は「不足書類依頼中」「1次チェック終了」「2次チェック終了」と審査の段階に応じて保管場所を分けて管理しており、進捗段階を一目で判断できるようにしている。また、相手方に確認している事項などがある場合は付箋に内容を記入して申請書類に貼付し、担当者間で共有している。</p>
25	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 8 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 (2) 住宅リフォーム支援について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 令和5年度においては、事業量として40棟分を予定していたところ、実際の申請数及び交付決定数は5件にとどまり、事業効果の計画からの下振れ要因となっている。背景としては、補助要件の一つである県産材の利用量が立米単位のみで定められていたため、床や壁等、平面のリフォームにおいては要件が充足されず、申請を見送るケースが多く生じたことが想定</p>	<p>令和5年度の状況を鑑み、令和6年度からは、新たに平米要件及び平米当たりの単価を設定し、平面のリフォームにおいても利用できるように改善を図った。その結果、令和6年度は予定事業量8件に対し11件の申請があった。</p>

		<p>される。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>相談会の開催等により、住宅リフォーム支援の認知度向上に取り組むとともに、補助要件について、申請に当たりボトルネックとなっている県産材利用量の下限値等について効果が認められる範囲にて継続的な見直しを行い、より支援制度が利用されるような取組みを推進する。</p> <p>(P76)</p>	
26	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>9 みやぎCLT普及促進事業</p> <p>(1) CLTユニット建築支援事業について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>本メニューは令和5年度において申請実績及び交付実績がなく、事業効果の創出に繋がっていないことから、利用促進のための措置を講じていく必要がある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>相談会の開催など、CLTユニット建築支援事業の認知度向上に取り組むとともに、申請要件や募集方法を見直し、実際に事業が利用されるような取組みを推進する。</p> <p>(P78)</p>	<p>令和7年度事業の実施に当たっては、CLTに興味関心のある団体・企業等が参画する宮城県CLT等普及推進協議会の総会において、出席者に対し事業内容を紹介するとともに、欠席者には個別にメールで周知を行った。また、これまでの事例をまとめた冊子を作成し、県内各所で配布し周知を行った。</p>
27	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(1) 交付要綱別表とQ&Aの内容の相違について</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>「LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費」は、交付要綱別表3にて交付対象外経費の例としてあげられている一方、みやぎ環境交付金事業Q&Aでは交付対象となり得ると記載されている。これはQ&Aの改訂が遅れていることによるものであり、公表情報の正確性を損なうおそれや、申請誤りを招くおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>要綱、Q&A等の一貫性確保のため、関係個所を同時に改訂、公表するための情報更新のプロセスを整備する。</p> <p>(P80)</p>	<p>要綱とQ&Aの相違については、令和6年度中にQ&Aを更新し、整合を図った。</p> <p>令和7年度の要綱改訂に当たって、Q&Aも見直しを行い改訂版を同時に公開するよう努める。</p>

28	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(2) 仙台市のアクションプログラム推進事業及び省エネ家電買い替えキャンペーン事業(メニュー選択型)について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>アクションプログラム推進事業は、次世代自動車を導入する中小企業者に対し補助を行う事業であり、事業費や次世代自動車の導入実績は計画比で10~20%ほどの微増の推移となっているが、CO₂削減効果は計画比で約3倍となっている。</p> <p>同様に、省エネ家電買い替えキャンペーン事業においても、事業費が計画比で横ばいの推移となる一方で、CO₂削減効果は計画比で約3倍となっている。</p> <p>しかしながら、これらの著しい増加の背景について、県による検討、確認はなされていない。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>CO₂削減効果が計画対実績で大きく増加している場合は、より高い事業効果を得られた背景を確認し、今後の施策に活かせるよう、変動理由について適切な検証を行う。</p> <p>(P81)</p>	<p>令和5年度に実施した交付要綱(令和6年度事業より適用)の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している(実績や成果が適切に記載されているか、計画と内容が異なる場合にその理由が記載されているか)。</p> <p>確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p> <p>高い事業効果をあげることができた事業については、市町村担当者説明会の場等で事例紹介をする等、事例の横展開を図る。</p>
29	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(3) 石巻市の公用車へのPHV導入事業(メニュー選択型)について</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>本事業は、ガソリン車をPHV車へ置き換えることを目的とした事業であるが、市の算定したCO₂削減効果は、置き換え前のガソリン車の二酸化炭素排出量のみに基づき計算されている。この場合、置き換え後のPHV車からの二酸化炭素排出量がゼロであることが前提となるが、この点について何らの説明、検討がなされていない。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>CO₂削減効果の算定方法が実態と整合しているか、算定方法の前提が適切か、といった点について、適切な検証を行い、交付の決定に利用する情報の正確性を確認する。</p> <p>(P81)</p>	<p>令和5年度に実施した交付要綱(令和6年度事業より適用)の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している(二酸化炭素削減量は適切に計算されているか)。</p> <p>令和8年度の事業計画照会に併せて、実施の多い事業(照明LED化、公用車へのEV・PHEV導入)のCO₂算定シートを作成し、市町村へ配布した。</p> <p>確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p>

30	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(4) 石巻市の太陽光発電等普及促進事業(メニュー選択型)について</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 事業実施に際して市から提出された事業実施計画書及び実績報告書において、それぞれCO2削減効果が記載されている一方、同事業実施計画書及び実績報告書にて「算定根拠資料が別にある場合は添付すること」とされているにもかかわらず、算定根拠資料の提出はなされておらず、未提出の背景についても文書化されていない。</p> <p>【結果(指摘、意見)】 CO2削減効果が記載されている以上、算定根拠資料が存在することは明らかであるため、根拠資料について適切に徴求を行う。</p> <p>(P82)</p>	<p>確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定しており、確認調査実施者(保健所担当者)に対して、根拠資料の徴求について対応の徹底に努める。</p> <p>令和8年度の事業計画照会において、算定根拠資料の提出を必須として通知したとともに、令和7年度末の交付要綱改正に併せて、実績報告の提出資料に算定根拠資料を追加した。</p> <p>確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p>
31	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(5) 登米市の公用車PHV導入事業(メニュー選択型)について①</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 要綱等への抵触はないものの、購入するPHV車が計画時点から変更され、よりハイブリッド燃料消費率の低い車両が購入されている点について、変更理由等の説明、検討がなされていない。また、車両変更との因果関係は定かではないが、CO2削減量は計画から約60%減少している。</p> <p>【結果(指摘、意見)】 二酸化炭素削減量は燃料消費率のみで図られるものではないが、特にCO2削減効果の実績が計画を大きく下回っているような状況下では、車種変更等、支出内容の変更理由の合理性についても、適切な検証を行う。</p> <p>(P82)</p>	<p>令和5年度に実施した交付要綱(令和6年度事業より適用)の改正に伴い、確認調査のチェック項目に事業実績への記載事項を確認する項目を設定している(実績や成果が適切に記載されているか、計画と内容が異なる場合にその理由が記載されているか)。</p> <p>事業内容の変更があった場合には速やかに相談、変更申請を行うよう、市町村担当者説明会の場等で周知を徹底するとともに、確認調査を担当する保健所と事例を共有し、遺漏の無いように努める。</p>
32	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(6) 登米市の公用車PHV導入事業(メニュー選択型)について②</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 実績報告書上、CO2削減効果は様式に則り実績値のみが記載されていることから、計画と実績が比較できるような形での記載はなされておらず、上記CO2削減量の減少の背景についても検討、確認がなされていない。</p> <p>【結果(指摘、意見)】 事業効果という重要な指標であることを考慮し、計画値と実績値の比較が容易になるよう、両者を併記する枠</p>	<p>令和5年度改正交付要綱(令和6年度事業より適用)において、両者を記載するよう様式を変更している。</p>

		を設ける。 (P82)	
33	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>10 環境創造基金市町村支援事業</p> <p>(7) 村田町のソーラー照明及びPHV導入を契機としたCO2削減と防犯・防災対応能力向上事業(市町村提案型)について①</p> <p>【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>交付要綱には、交付決定に係る年度の2月末までに事業実績報告書を提出することが定められているが、町は計画期間を2月末から3月末まで延長する内容の計画変更承認申請書を3月28日に提出し、その後みやぎ環境交付金(メニュー選択型)事業実績報告書の提出がなされていることから、提出期限の遅延が認められる。当該遅延については両自治体の担当者間でコミュニケーションが行われ、関係者への情報共有もなされていたことから、計画変更及び事業実績報告書は通常と同様に承認されているが、遅延の事実に関する県の判断は文書化されていない。したがって、承認プロセスの合規性に関する事後的な検証が困難となり、承認プロセス、ひいては交付要綱の形骸化を招くおそれがある。</p> <p>【結果(指摘、意見)】</p> <p>交付金制度の透明性と公平性を維持するため、県は遅延理由等の検証や承認過程について、適切な文書化を行う。また、このような提出期限の遅延が生じた場合であっても、業務への支障を抑えつつ各種手続の実効性を確保できるよう、提出期限の遅延が生じた際に必要となる手続を、予め文書等で明確化する。</p> <p>(P83)</p>	<p>Q&AのQ.12に完了予定日の延長について記載があり、このことについて市町村説明会などの場で市町村及び保健所に対して周知徹底に努めた。</p> <p>遅延に関する理由の検証や意思決定の過程に関する記録について、決裁時に併せて回覧する体制とする。</p>

<p>34</p>	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 10 環境創造基金市町村支援事業 (8) 村田町のソーラー照明及びPHV導入を契機としたCO2削減と防犯・防災対応能力向上事業(市町村提案型)について② 【指摘】</p>	<p>【問題点・原因】 交付金を財源として導入する設備の種類を変更したケースがあり、みやぎ環境交付金事業Q&Aに照らして事業計画の変更承認が必要となる状況に該当するにもかかわらず、町及び県の担当者は、費目間での流用が生じないことから、計画の変更承認は不要と判断していた。このため、事業計画の変更承認申請及び県による変更承認が行われておらず、上記Q&Aへの抵触が認められる。 【結果(指摘、意見)】 関係者が変更承認の可否を適切に認識・判断できるよう、指導及び情報周知を強化し、規定に基づいた手続を遵守する体制を整備する。 (P84)</p>	<p>計画変更の承認手続きについては、交付要綱及びQ&Aにより市町村に示しているが、このことについて市町村説明会などの場で市町村及び保健所に対して周知徹底に努めた。</p>
<p>35</p>	<p>第3. 外部監査の結果及び意見 11 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ- (2) 市町村での活用状況について 【意見】</p>	<p>【問題点・原因】 森林環境譲与税について、市町村別の活用率(活用実績/国から市町村への譲与額)が低い市町村が複数存在しており、本制度の目的を十分に果たせていないおそれがある。 【結果(指摘、意見)】 市町村の活用率にはばらつきがあるため、特に活用率が非常に低い市町村に対し積極的な意見収集を行い、必要な措置を県の事業として行う。また森林が少なく、単独では事業を行うことが難しい市町村に対しては、県全体での連携ができるよう働きかけを行う。 (P95)</p>	<p>森林環境譲与税の活用率が低い市町村では人材不足が課題となっており、県が市町村支援の委託業務として設置している「県市町村森林経営管理サポートセンター」のほか、各圏域の林業普及指導員及び林業振興課担当職員等連携し、市町村のニーズに寄り添う形で伴走支援を行っており、当面単独で業務が行えるように支援を続けている。 なお、この施策以外での森林環境譲与税の活用については、森林面積が少ない市町村の活用率向上を図る必要があるため、林野庁・総務省から案内のあったポジティブリスト(通称)による事例周知のほか、サポートセンター事業による市町村職員の研修会(意見交換会)や各圏域ごとの推進会議の開催などを通じて、市町村への周知活用支援に取り組んでおり、今後も全国の先進事例を紹介しながら、森林環境譲与税が有効活用されるよう支援を進める。</p>

36	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>11 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ</p> <p>-</p> <p>(3) 市町村での活用状況一覧の公表について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、県は森林環境譲与税を、「同税を用いた市町村による森林整備」の支援のために活用することとされているため、県による事業効果は、各市町村における活用実績で図られるべきと考えられる。この点、各市町村における活用実績の情報は、県により把握されているものの、一覧性のある総合的な活用実績の情報は公開されておらず、事業効果が県民へ適切に示されていないおそれがある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>市町村の活用実績一覧を県の事業効果として開示する。</p> <p>(P96)</p>	<p>県の使途公表と合わせ、市町村における使途活用項目別の実績等についても、整理・集約を進め、県民向けの事業効果開示を行った。</p>
37	<p>第3. 外部監査の結果及び意見</p> <p>11 森林環境譲与税に関する事業-みやぎ環境税とのすみわけ</p> <p>-</p> <p>(4) 県民への周知について</p> <p>【意見】</p>	<p>【問題点・原因】</p> <p>「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の目的の違い及び使途のすみわけについて、専門性が高いことにより県民に理解しづらいように見受けられる。県知事も令和6年6月3日の記者会見において、すみわけを周知することの必要性に言及していたものの、みやぎ環境税に関する県のホームページにおいて資料「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」の概要にとどまっております。県民に二重課税との懸念を払拭できていない可能性がある。</p> <p>【結果（指摘、意見）】</p> <p>負担している県民の理解を促進するため、両税の目的及び使途のすみわけについて、より平易な表現で、継続的に行うことが望ましい。</p> <p>(P97)</p>	<p>両税のすみわけについては、みやぎ環境税を所管する環境政策課のホームページにおいて概要が公開されているところだが、当課においても、二重課税の懸念払拭に向けて、税の使途関連のホームページを更新した。</p>

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 19 日

宮城県監査委員 菊 地 恵 一
宮城県監査委員 熊 谷 義 彦
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大 西 徹	宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘 3 丁目 11 番 14 号
三 平 和 也	宮城県仙台市若林区五橋 3 丁目 1 番 2 - 1801 号
青 柳 恵 介	宮城県仙台市青葉区川平 1 丁目 19 番 10 号
加賀谷 祐 人	宮城県石巻市恵み野 2 丁目 2 番地 8 イルクオーレ A 棟 201 号
尾 形 亮 太	宮城県仙台市若林区六丁の目中町 7 番 77 - 206 号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 8 年 5 月 22 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ページ	行	正	誤
36	19	<u>技術副参事</u>	<u>副技術参事</u>

ページ	行	正	誤
8	25	<u>係るものを除く。</u>	<u>係るものを除く。）。</u>